

[別表] 積算根拠一覧 (各単価は、平成 31 年度中に契約の締結を行う業務に使用する単価です。)

—委託業務実施上の留意事項—

※囲みのある単価 (児童保育・ごみ収集運搬・施設管理・清掃・設備管理の5業種) は、H27・29 実態調査において、実際の支払単価が、市の積算単価と比較して 90%未満の低い状態が続いていることが確認されました。賃金の支払水準の改善に、特段のご配慮をお願いします。

帯広市

本市の委託業務の履行に当たっては、行政サービスの質を確保するため、関係法令等遵守した上で、適正かつ効果的に執行するとともに、地域の活性化の面から、雇用の安定や就労の促進、地元業者等の積極的な活用をはかることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮してください。

1 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について

委託業務の履行に際しては、各種調達等での地元業者の活用、さらには、地元資材の優先的使用に努めてください。

2 再委託等の取扱いについて

委託業務の一括再委託は、契約書で禁止していますが、業務の一部について再委託をしようとする場合には、軽微なものを除き、あらかじめ本市の承諾を得る必要があります。一部業務の再委託に当たっては、業務内容を明確にするため、再委託に係る請負契約を結ぶとともに、再委託先の労働者に不利益が被らないよう、請負代金の支払いは、なるべく現金で速やかに行い、特に労務賃金に相当する分が確実に労働者に支払われるよう配慮してください。  
また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年労働省告示) に十分留意し、適切な請負事業として実施してください。  
なお、再委託を行う際にも地元業者の活用にも努めてください。

3 人件費の積算について

本市発注の委託業務における人件費は、行政サービスに関わる業務に従事する労働者の労働条件を確保する観点から、別記「人件費積算単価」により積算しております。しかしながら、平成 30 年度 (対象：平成 29 年度業務) に実施した「委託業務に関する実態調査 (以下、「実態調査」といいます。)」では、調査した 11 業種中、5 業種で前回調査から連続して平均支払単価が平均積算単価の 9 割を下回る結果となり、特に清掃業務は 72.1%で、他業種と比較して最も低く、前回調査の結果と比較すると、さらに割合が低下しています。  
受託業者においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準の人件費の支払いをされるよう、より一層の配慮をお願いします。

4 消費税の取扱いについて

本市業務の委託料には、消費税及び地方消費税が含まれていますので、再委託に係る請負契約、各種調達等において消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結されるよう配慮してください。  
特に消費税率の引上げに際しては、公正取引委員会ホームページ内の消費税転嫁対策特別ページなどを参考にし適切に対応してください。

5 個人情報の取扱いについて

条例等の定めにより、委託業務の履行に際して知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを業務に従事する者に対し、周知徹底するとともに、業務の処理上知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止とあわせ、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じてください。

ア 二省(国交、農水)設計労務単価(平成31年3月)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
特殊作業員	20,500	型枠工	22,300
普通作業員	16,900	大工	23,900
軽作業員	14,000	左官	23,900
電気	20,700	交通誘導員(A)	13,700
とび工	22,600	交通誘導員(B)	11,600
鉄筋工	23,100	造園工	19,400
運転手(特殊)	20,200	土木一般世話役	21,500
運転手(一般)	17,200	設備機械工	22,500

所定労働時間内8時間当たり

イ 建築保全業務労務単価(国交省)(平成31年度)

道内主要職種	日額	道内主要職種	日額
保全技士 I	19,700	清掃員A	12,400
保全技士 II	18,700	清掃員B	9,900
保全技士 III	20,000	清掃員C	8,900
保全技士補	16,500	警備員A	13,100
保全技術員	15,800	警備員B	11,200
保全技術員補	13,600	警備員C	9,900

所定労働時間内8時間当たり

ウ 設計業務委託等技術者単価(国交省)(平成31年度)

技術者の種類	日額	技術者の種類	日額
主任技術者	68,800	技術員	26,400
理事、技師長	63,500	測量主任技師	43,500
主任技師	53,800	測量技師	37,600
技師A	47,500	測量技師補	29,500
技師B	39,100	測量助手	29,400
技師C	32,000	測量補助員	23,100

所定労働時間内8時間当たり

エ 賃金日額単価(帯広市)(平成31年度)

職種	日額	職種	日額
事務補助	6,870	公園・街路作業員	9,660
技術補助	7,450	公園・街路作業補助員	8,560
運転手 大型	9,660	草刈清掃作業員	8,560
運転手 マイクロ	7,450	用務員(保育所)	7,300
保育士	7,600	保育士(産休代替等)	7,800
保育所業務補助員	7,450	保健師	9,660

所定労働時間内7.75時間当たり

オ 報酬月額単価(帯広市)(平成31年度)

職種(定形的嘱託)	月額	職種(定形的嘱託)	月額
障害者総合相談員	202,400	障害者相談員	199,700

カ 保育所職員の本俸基準額等(平成30年6月29日付通知)

「平成30年度における私立保育所の運営に要する費用について」

職種	月額	職種	月額
所長	255,600	保育士	202,470
主任保育士	237,252	調理員	173,100

所定労働時間内7.75時間当たり

キ 介護労働実態調査所定内賃金

(公益財団法人介護労働安定センター平成28年度調査結果)

職種	金額	職種	月額
介護職員(月額)	208,162	社会福祉士	253,989
介護職員(日額)	8,396	介護支援専門員	255,264
		理学/作業療法・言語聴覚士	284,811

ク ソフトウェア開発、システム運用、システム管理業務技術者単価

(積算資料平成31年3月号を参考)

道内主要職種	金額	道内主要職種	金額
プロジェクトマネージャー	44,400	システム運用技術者1	36,900
システムエンジニア1	38,650	システム運用技術者2	28,250
システムエンジニア2	33,100	システム管理技術者2	39,400
プログラマー	29,850	システム管理技術者3	33,650

所定労働時間内8時間当たり

ケ し尿及び汚水収集運搬業務単価

(平成29年度事業所雇用実態調査報告書)

種類	月額	技術者の種類	月額
運転手45歳	319,745	作業員40歳	284,713

所定労働時間内7.75時間当たり

コ 北海道運輸局公示(平成26年3月27日第127号)

		上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	90
料金	時間制運賃 (1kmあたり)	大型車	6,130	4,250
		中型車	5,180	3,580
		小型車	4,450	3,080
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1km)	20	10
		時間制料金(1km)	2,730	1,890
		深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制)の2割増以内	
特殊車両割増料金		運賃の5割増以内		

● 施設管理  
交通誘導員A・B、保全技術員、保全技術員補、清掃員A・B・C、警備員C、事務補助、公園・街路作業員補助員、  
● 設備管理  
設備機械工  
● 清掃  
清掃員B  
● ごみ収集運搬  
運転手40歳、作業員35歳  
● 児童保育  
保育士、保育所業務補助員、主任保育士

## 6 労働者の雇用拡大について

地域の活性化を図るため、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。

また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、雇用の拡大につながる国等の制度も積極的に活用してください。

## 7 雇用通知書(労働条件通知書)の発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

受託業者においては、労働者に対する雇用通知書の完全発行はもとより、再委託がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行について徹底するよう周知に努めてください。

## 8 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週 40 時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した(する予定の)労働者には、10 日間の年次有給休暇を付与してください。

継続雇用する期間が、6 か月未満の季節労働者についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

(1) その継続する就労月数が 3 か月以上 4 か月未満の者・・・ 3 日程度

(2) その継続する就労月数が 4 か月以上 6 か月未満の者・・・ 5 日程度

季節労働者は、その勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与する等実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

## 9 法定保険への加入について

労働者の福祉向上のため、必要な法定保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）に加入してください。

## 10 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される制度のことです。

実態調査では、制度自体の認知度は高く、転換を行った事例もありました。また、無期転換ルールの対象となる職員から申込みを受け、「行う予定」としていた業務においても、順次、無期労働契約へ転換を行っていることが確認されました。しかしながら、受入体制の整備が進んでいない事業者も一定程度ありました。

受注業者においては、厚生労働省の無期転換ポータルサイト等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知に努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 11 働き方改革関連法の施行に伴う取組みについて

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

働き方改革関連法は平成 31 年 4 月 1 日以降、順次施行されますので、受託業者においては、厚生労働省の働き方改革特設サイト等を参考に、働き方改革の実現に向けて取組みを進めてください。

### 【働き方改革関連法 ポイントと施行時期】

- ・ポイント 1：時間外労働の上限規制（月 45 時間、年 360 時間）が導入されます。  
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～ ※中小企業は平成 32 年 4 月 1 日～）
- ・ポイント 2：年次有休休暇の確実な取得（毎年 5 日、時季を指定）が必要です。  
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～）
- ・ポイント 3：正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差（基本給や賞与など）が禁止されます。  
（施行：平成 32 年 4 月 1 日～ ※中小企業は平成 33 年 4 月 1 日～）

## 12 障害を理由とする差別の解消の推進について

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、事業者は「差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」に努めなければなりません。

法律の施行に伴い、帯広市では職員が適切に対応するための「対応要領」を策定していますので、障害のある人への対応について市職員と同様に「対応要領」の遵守に努めていただくようお願いします。ただし、所管の主務大臣が定める「対応指針」による対応を妨げるものではありません。

## 13 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や再委託契約、物品調達契約にあたっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力いただくようお願いします。

## 14 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いいたします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組を推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話 0155-65-4120）にお問合せください。

## 15 その他

帯広市では、委託契約を締結した事業者に対して、本文書で配慮をお願いしている事項等が適正に実施されているかを確認するため、定期的の実態調査を行っておりますので、上記留意事項への配慮と調査へのご協力をよろしくお願いいたします。